

八幡浜市立中学校の部活動及び 地域クラブ活動の在り方等に関する方針

令和7年7月
八幡浜市教育委員会

目 次

はじめに・本方針の策定の趣旨等	1
I 学校部活動	2
1 適切な運営のための体制整備	2
（1）学校部活動に関する方針の策定等	2
（2）指導・運営に係る体制の構築	2
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	3
（1）適切な指導の実施	3
3 適切な休養日等の設定	3
（1）休養日の設定について	3
（2）適切な活動時間について	3
（3）「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たって	3
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	4
5 学校部活動の地域連携	4
II 新たな地域クラブ活動	5
1 新たな地域クラブ活動の在り方	5
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	5
（1）参加者	5
（2）運営団体・実施主体	6
（3）指導者	6
（4）活動内容	7
（5）適切な休養日等の設定	8
（6）活動場所	8
（7）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	8
（8）保険の加入	8
3 学校との連携等	8
III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	10
1 基本的方針	10
2 地域全体で連携して行う取組の名称の確認	10
3 今後の改革の方向性	10
（1）改革の進め方	10
（2）次期改革期間における費用負担の在り方等	11
（3）大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	11
4 生徒の大会等の参加機会の確保	11
IV 八幡浜市の改革の方向性	12
1 基本的方針	12
2 具体的方策	12
（1）平日と休日の一体化	12
（2）拠点校方式の導入（学校部活動の総括）	12
（3）「学校部活動」から「地域クラブ活動」への移行期の設定	13
（4）部活動指導員、外部指導者導入の継続	13
（5）地域クラブ活動立ち上げに向けて	13

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化振興に大きく貢献してきた。また、体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感・有用感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場として、大きな教育的意義を有してきた。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に係る課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。少子化が進展する中、特に、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっており、八幡浜市も例外ではない。

その状況の中にあって、生徒たちの未来が豊かなスポーツ・文化的環境の中で支え続けられるよう、速やかに、運動・文化部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本方針の策定の趣旨等

本方針は、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保し、学校部活動が生徒の自主的・主体的な参加及び責任感・連帯感の涵養や自主性の育成につながるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな形として学校と地域が協働・融合した学校部活動及び地域クラブ活動を整備するための考えを示すものである。

国が示す学校部活動の地域連携並びに地域展開（地域移行）は、学校と地域の「協働・融合」を基本とし、部活動を「学校単位」から「地域単位」の取組として、「地域の子どもは地域（学校を含める）で育てる」という考えの下に行うものである。また、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を目指すものでもある。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流や学びを通して、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階や生徒、保護者等のニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

また、本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月スポーツ庁）、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和 4 年 12 月スポーツ・文化庁）等を基に作成したものであるが、令和 8 年度以降の部活動改革の方向性等については、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（最終とりまとめ）」（令和 7 年 5 月スポーツ庁）等において議論が継続されていることから、今後も国・県の動向に応じて、適宜、改訂するものとする。

I 学校部活動

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を基本とする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動基本方針」を策定する。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記イの活動方針、活動計画を生徒及び保護者に周知し、相互理解を図る。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ 教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、各法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- オ 教育委員会は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に適切に配置する。

部活動指導員

部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する」学校の職員として、学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は部活動指導員に、部活動の顧問を命じることができる。

- カ 教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと。また、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、

服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関する研修を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部活動顧問、文化部活動顧問、部活動指導員は、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定について

- ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。そのうち、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に練習試合や大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ウ 定期試験1週間前から定期試験終了までは、原則として部活動を休止する。特別な事情がある場合は、校長の承認を得た上で行うことができるが、その際は学校部活動休止の意味を踏まえ、最小限の活動で行う。

(2) 適切な活動時間について

- ア 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ 大会前に時間を延長して活動する場合は、校長の承認を得た上で、生徒や学校部活動顧問に過度な負担とならないよう配慮して行う。

(3) 「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たって

- ア 校長は、上記の基準を踏まえるとともに、教育委員会が策定した方針に則り、

学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

イ 校長は、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、学校全体の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることもできる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- (1) 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。
- (2) 教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合、指導ができる教師の不足に加え部活動指導員や外部指導者が配置できない場合、または、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備することが適当であると判断した場合、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、拠点校方式や合同部活動方式による部活動を推進する。
- (3) 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- (4) 教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、他のスポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

教育委員会は、学校や地域の実態に応じて、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなど、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形で共に子供を育てるという観点に立った、地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を推進する。

また、校長は、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等で、学校部活動の現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術活動等の在り方等を協議する場を設定する。

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えていくための新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等については、次のように考える。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

- (1) 教育委員会は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、地域クラブを行う環境ができることから整備する。
- (2) 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブを実際に行う実施主体が進めることが考えられる。このような運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組む。
- (3) 新たなスポーツ・文化芸術活動の場として創設される「地域クラブ活動」においては、その中心にいる生徒を一番に考え、豊かで幅広い活動が実現されるよう、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要であり、その際には、広い意味での教育上の意義を含めたスポーツ・文化芸術の役割や意義を、関係者において共有していくことが重要である。
- (4) 生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するために、地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要である。また、地域クラブについては多様な形が考えられるが、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、市において認定を行う仕組みを構築していく必要がある。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障がいのある生徒など、希望する全ての生徒を対象とする。

(2) 運営団体・実施主体

ア 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

【地域スポーツ団体等】

- (ア) 教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、民間事業者、大学、教育委員会など多様なものを想定する。
- (イ) 教育委員会並びにスポーツ団体等は、「スポーツ団体ガバナンスコード」を運営団体・実施主体等に対して広く周知し、それに準拠した運営が行えるようにする。

【地域文化芸術団体等】

教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体、教育委員会など、多様なものを想定する。

イ 関係者間の連携体制の構築等

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、保護者等の関係者に公表する。

(3) 指導者

ア 指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

- (ア) 教育委員会は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有し、生徒・保護者両者から信頼される指導者を確保する。
また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。
- (イ) 市内のスポーツ協会及び各競技団体は、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格取得を目指すような制度設計に取り組む。その際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。
- (ウ) 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。
- (エ) スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる不適切な行動が行われた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、学校・教育委員会相談窓口を活用し、速やかに対応に当たる。

【地域文化クラブ活動】

- (ア) 教育委員会は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質

向上の取組を進める。

- (イ) 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

イ 適切な指導の実施

- (ア) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2(1)に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。教育委員会は、適宜、指導助言を行う。
- (イ) 指導者は、I 2(1)に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

ウ 指導者の量の確保

- (ア) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師や教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など様々な関係者から指導者を確保する。
- (イ) 教育委員会は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。

エ 教師等の兼職兼業

- (ア) 教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、将来的には「教員としての身分での休日の部活動指導時間を0とする」ことを目標に、地域クラブ活動での指導を希望する教師が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。
- (イ) 教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないよう、校長と事前に確認する。
- (ウ) 教育委員会、学校及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用する際には、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等に従って、勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理に努める。

(4) 活動内容

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技力の向上や各種大会で好成績を収めることを目指した活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動等、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を指導体制に応じて段階的に確保する。

- イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技力向上を目指したクラブチームを含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な休養日や活動時間を設定する。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、I 3(1)、(2)に準じて活動を行う。

(6) 活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、閉校施設も活用する。

イ 教育委員会は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 教育委員会は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりに努める。

エ 教育委員会及び学校は、生徒の移動の便宜や用具の保管等について、学校教育に支障がない限り、地域クラブ活動において活用できるようにする。社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用が可能となる地域の活動拠点づくりにつなげていく。

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 教育委員会は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額や、学校と施設間の送迎の支援や経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等を検討する。

ウ 教育委員会は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。

その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考える。

(8) 保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

3 学校との連携等

- (1) 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用するなどして、活動方針や活動状況、スケジュール等の

共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

- (2) 教育委員会は、地域クラブ活動が前記 2 に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- (3) 教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の情報を積極的に発信する。

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

1 基本的方針

15歳未満の子供の数は43年連続で減少しており、「改革推進期間」終了後となる令和8年度以降についても、中学生世代の今後の人口動向の推計では、生徒数が減少傾向となっている。そのため、引き続き、生徒が将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことは急務である。

その状況の中で、国は、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（最終とりまとめ）」（令和7年5月）において、「改革推進期間」終了後の令和8年度以降を次期改革期間（改革実行期間）〔前期3年間（令和8～10年度）、後期3年間（令和11～13年度）〕として設定するとともに、改革の方向性を以下のように示している。

2 地域全体で連携して行う取組の名称の確認

地域全体で連携して行う取組のうち、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場を「学校部活動から地域クラブ活動へ」、実施主体を「学校から地域へ」と転換していくことを「地域移行」という名称で示してきたが、以下の理由により、「地域移行」から「地域展開」という名称に変更する。

- 一 学校と地域を二項対立で捉えるのではなく、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。
- 一 活動内容等についても、学校部活動における部活動指導員等の配置等を意味する「地域連携」よりも更に取組を進め、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指していく。

「地域展開」は、生徒のスポーツ・文化芸術活動を、学校が主体となる学校部活動から地域が主体となる地域クラブ活動へと転換していくことであり、学校部活動を実施するに当たって部活動指導員等の配置を行う「地域連携」とは異なる。なお、地域が主体となる地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用、地域クラブ活動への参加を希望する教師の兼職兼業、学校からの情報提供等といった学校との連携は図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになる。

3 今後の改革の方向性

(1) 改革の進め方

ア 休日における取組方針

次期改革期間内において、原則として、全ての学校部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指す。

イ 平日における取組方針

次期改革期間内において、各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進する。平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を進める。

(2) 次期改革期間における費用負担の在り方等

次期改革期間に向けて、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する。公的負担については、国・県・市が支え合うことが重要であり、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用、民間企業との連携等、受益者負担と公的負担以外の新たな財源の確保等も有効に組み合わせていく。

(3) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

ア 大会等への参加の引率

【学校部活動】

大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を、大会等の規定として整備する。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備する。

イ 大会運営への従事

大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。また、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

4 生徒の大会等の参加機会の確保

- (1) 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、地区大会及び市大会において見直しを行う。
- (2) 教育委員会は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を検討する。
- (3) 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する。

Ⅳ 八幡浜市の改革の方向性

1 基本的方針

本市は、令和7年度4月1日現在、中学校生徒数は636人となっており、令和19年度には、その数が352人になる見込みとなっている。この生徒数の変動は決して緩やかとは言えず、部活動の地域展開だけではなく、教育全体に関わる大きな問題である。その中にあって、市内2中学校の部活動数は、従来とほぼ同数で運営されており、その結果、団体戦が組めなかったり、他校と合同チームを組まなければならなかったり、やりたい部活動を選択できなかったりする等、安定した運営ができているとは言えない。

以上のように、現状のまま各中学校単位で部活動を運営していくことは適当とは言えず、10年後を見据えた長期的な視野に立ち、ふるさと八幡浜を担い支えていく子供たちの成長、そして、その子供たちを支えていく市民の健康と明るい生活を第一に考え、本市独自の部活動地域展開（八幡浜方式）を、できるところから進めていく。

2 具体的方策

(1) 平日と休日の一体化

地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、国は令和8年度より、平日は学校部活動、休日は地域クラブ活動に切り替えるよう方針を示している。

しかし、休日のみを地域指導者に切り替える方式には、安全管理体制の構築や活動日程、場所の調整の煩雑化、部員間のトラブル発生時の対応、平日教職員と休日地域指導員の引継ぎの困難さなど、様々な課題が考えられる。

そこで、本市では現在の学校部活動の状況、地域の実情等を踏まえながら、地域指導者が見付かるまでは、現行の平日と休日を一体として取り組む方法で行う。

また、様々な条件が整った部活動を、「学校部活動」から地域指導員（兼職兼業の教職員を含む）による「地域クラブ活動」へと切り替えていくが、地域クラブ活動に対する生徒や保護者の戸惑いや迷いなくなるよう、教職員と地域指導員が平日・休日ともに一緒に指導に当たる移行期間を設置し、生徒の心身の安定を図る。

(2) 拠点校方式の導入（学校部活動の総括）

部活動地域展開は、子供ファーストの精神で八幡浜市民が一つになるチャンスであり、子供も大人も自分がやりたいスポーツ・文化芸術活動を選択し、打ち込めるきっかけになると考える。本市においても、「八幡浜の子どもは八幡浜で育てる」という目標に立って、まずは、中学生が「ワンチーム」になることを目指す。

具体的には、八幡浜市の中学生世代人口が、10年後には現在の約半数になることから、中学校2校の部活動が一つになる拠点校方式を導入する。この拠点校方式は、新しい部活動の在り方を創造する方策の一つとして令和6年度から導入しており、当該部活動で経験した生徒にとって効果的な方策となっている。

拠点校方式をとることにより募集を停止する部活動ができてくるが、その時期や方法等については、両校の部員数、顧問、スポーツ環境等を総合的に考えながら、両校と教育委員会が慎重に審議し決定する。部活動が停止となった部（部員）につ

いては、自校の部活動としてではなく、2 中学校の内どちらかの拠点校チームの一員として部活動を行うこととなる。

拠点校方式とは

在籍校に希望している部活動がない、部活動はあるが専門的に指導できる顧問がいない場合に、拠点校として指定された学校が、参加を希望する生徒を受け入れる方式の部活動である。

(3) 「学校部活動」から「地域クラブ活動」への移行期の設定

本市は、当面の間、運営主体が教育委員会、実施主体が学校である学校部活動（拠点校方式で構成された学校部活動を含む）を基本として部活動運営に当たる。その中で、可能な部活動から拠点校方式に切り替え、将来的にはすべての部活動が拠点校方式をとることを目標とする。

さらに、拠点校方式の部活動を地域クラブへ移行することを視野に入れながら 2 (1)で記述したように、生徒の心身の安定を目指して教職員と地域指導員が同時に指導に当たる移行期間を設定する。

(4) 部活動指導員、外部指導者導入の継続

本市では、現在、部活動顧問による技術的指導ができない部活動に、部活動指導員を配置している（令和 7 年度 5 名）。また、部活動指導員とは別に、技術指導に貢献的に当たっている外部指導者（令和 7 年度 2 名）がいる。地域クラブ立ち上げまでの期間、今までと同様、これらの配置を適宜検討する。

(5) 地域クラブ活動立ち上げに向けて

ア 地域指導者の確保

地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量とも十分な指導者を確保することが不可欠である。地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われる必要がある。

そのために、人材バンクの設置や指導者研修会の開催、スポーツ団体・文化芸術団体・民間事業者・大学等と連携した人材確保の取組等を行っていく。

イ 教師等の兼職兼業

教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う。

なお、兼職兼業の適切な勤務管理については、「八幡浜市立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」で示すこととする。

ウ 適切な指導の実施

地域クラブの運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。そのために、指導者は、生徒との十分な

コミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習を行う。

エ 活動場所及び利用料等の確保

- (ア) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけでなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や閉校施設等も活用する。
- (イ) 地域クラブ活動は、学校施設及び社会教育施設を活用する場合は、施設予約管理システムを活用し、学校開放・社会体育施設管理員と綿密な連携をとり、施設に関する全責任を負う。
- (ウ) 地域クラブ活動を行う民間事業者等が、学校施設の利用が行えるよう検討を行う。
- (エ) 地域クラブ活動を行う団体等に対して、学校施設、社会教育施設や文化施設等について、低廉な利用料及び全額免除を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- (オ) 学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにするなど、利用ルールを策定する。

オ 活動場所への移動手段の確保

活動場所が決定した場合、活動会場への生徒の移動手段の確保が必要である。活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保と一体的に検討を行う。

具体的には、新規バスの確保を目指すとともに、既存のスクールバス、市所有バス等の有効活用により、送迎が可能な輸送手段を検討する。また、条件が整った場合、生徒の下校時刻に影響がないように時刻表の作成などを行う。

ただし、移動手段は、運行計画通りの運行のみで、個人対応は一切行わないものとする。また、活動時間の延長や何らかの理由でバス利用ができない場合は、保護者対応とする。

カ 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

また、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も検討する。

キ 安全確保のための体制整備

地域クラブ活動においても、学校部活動と同様に、事故や暴力・暴言・ハラスメント等（性暴力等を含む）の不適切行為やいじめの防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築する。

また、教育委員会や運営団体・実施主体において、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化する必要があるとともに、怪我等が生じてても生徒

や指導者が十分な補償が受けられるよう、適切な保険への加入を促す。

なお、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、I 3「適切な休養日等の設定」等に準じて、適当な休養日を取ることを徹底する。

ク 障がいのある生徒の活動機会の確保

障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていく。また、指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、障がい者スポーツセンターや特別支援学校、地域のパラスポーツ協会等と連携し、障がいがある生徒も参加できる安全で多様な活動を展開する。

ケ 学校との連携等

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の総合の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的技能を一層高めていく。

また、地域クラブと学校部活動との間では、運営団体・実施主体が異なるため、相談や協議の場を設定し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。

コ 生徒・保護者・学校関係者・地域の理解促進

(7) 各取組の周知へ向けた方策

国の動向や市の取組などを、広報、各種説明会、ホームページ等で周知し、部活動地域展開事業の理解を図る。

(4) 子供ファーストの人づくり・町づくりへ向けた方策

「八幡浜の子は八幡浜で育てる」をモットーに、子供の活動や活躍を学校・保護者だけでなく市民全員で支援・応援・共有する体制（例：NPO 総合型地域スポーツクラブ「浜っ子応援隊（仮称）」設立、コミュニティ放送局「それいけ！浜っ子応援隊（仮称）」開局等）を検討し、市民を巻き込んだ総がかりな部活動地域展開を行う。